

訪問理容及び美容の助成について

在宅でねたきり等で外出が困難な高齢者に、在宅において理容師又は美容師から調髪が受けられるように訪問費用の助成をします。

申請書が提出された後、審査の上、決定します。

●対象者

在宅で、市民税・県民税が非課税の方で下記のいずれかに該当する方

- ・寝たきり等で、外出が困難な高齢者
- ・認知症等により常時介護を必要とする、外出困難な高齢者
- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者で、外出困難な高齢者

●助成を受けられる回数

年間最大 4 回（申請月により異なります）

●助成金額

1 回あたり 2, 0 0 0 円の出張費用を助成 ※ 頭髪のカット代金は自己負担

●申請及び利用方法

1. 市高齢福祉課へ助成の申請をする（年 1 回）
2. 市から助成券交付後、利用希望の場合は、男性は指定理容所に、女性は指定美容所に連絡をして訪問日を決める
3. 各指定理容所、美容所から理容師もしくは美容師が派遣され、ご自宅で施術
4. 助成券 1 枚と頭髪カット代金を理容師もしくは美容師に支払う

●注意事項

- ・紛失等による助成券の再発行はできません
- ・理容師もしくは美容師が車で訪問する際は、駐車スペースを用意してください
- ・訪問日は火曜日（定休日）もしくは応相談となります

●問合せ先

取手市役所 高齢福祉課 高齢者福祉係

☎ 0 2 9 7 - 7 4 - 2 1 4 1（内線 1 3 2 1）